

「適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収について」に対する
パブリック・コメント及び本協会の考え方について

平成 15 年 12 月 25 日
日本証券業協会

本協会では、適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収について、本年 12 月 9 日から 12 月 17 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。この間に寄せられたコメントは 8 件で、それに対する本協会の考え方は以下のとおりです。

1．新 TDnet の利便性について

- ・ 有料化の前と後では、TDnet の利便性がどのように向上しているのかについて、具体的に示していただきたい。

TDnet は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するよう、平成 10 年に稼働したシステムであり、本協会では、平成 12 年 10 月以降その運営に携わっておりますが、適時開示の基幹システムとしての役割を発揮できるよう、機能の拡充や利便性の向上に努めているところであります。

TDnet は、適時開示情報に対する社会的な位置付けが重要視されるようになってきたことに伴い、適時開示のためのシステムとして、短時間により多量の情報を処理することが求められております。このような中、本年 4 月には、より一層のシステムの安全性の向上や、利用者である公開会社等の様々なニーズを踏まえ、アクセス方法の改善など機能面を向上させることを目的として、システムの全面的なリプレースを行ったものであります。

具体的には、システムの安全性の面においては、システムの処理能力を向上させるとともに、機能面においても、ダイヤルアップ接続からインターネット接続に変更したことによりレスポンスを向上させたこと、専用プログラムのインストールを不要としたこと、また、過去の自社の提出済開示情報を表示することを可能としたこと、などがあげられます。

2．TDnet の管理・運営コスト等について

- ・ TDnet の管理・運営コストをカバーするため、店頭登録会社から一定の料金を徴収することの必要性は理解できるが、TDnet 全体の管理・運営コストの内容について開示していただきたい。
- ・ 1社当たりの TDnet 利用料の内訳・根拠を明確にしていただきたい。
- ・ 運営コストの切詰めにより、できる限り TDnet 利用料を低減していただきたい。

TDnet の稼働につきましては、これまで登録管理料等の改定を行わず、これまでシステムの開発・運営費用を捻出しておりましたが、今般、システムの一利用者である店頭登録会社に御負担いただく料金額を明らかにすべく TDnet 利用料を別途新設するものであります。

TDnet は、全国の証券取引所等が共同してシステム利用を図ることで、コストの軽減を図っておりますが、そのシステムの開発・運営に係る費用は、耐用年数で平準化すると、全体では年間 4 億 5,000 万円程度にのぼっております。本協会としては、システムの開発費、システムの運営費、仕様変更のための予備費及びこれらに付帯するデータ管理（銘柄情報及び公開情報のメンテナンス、マニュアル等の文書の管理及び更新など）費用を積み上げることにより、TDnet 利用料を算出いたしました。

本協会といたしましては、いただいた御意見を常に念頭に置きながら、引き続き、利用者の利便性の向上やその運営等に係るコストの適正化を図るよう努めて参ります。

3．利用状況・会社規模等に応じた TDnet 利用料の設定について

- ・ TDnet 利用料について、一律同額負担ではなく、利用状況や会社の規模等に応じた体系とすべきではないか。

TDnet は、投資者の投資判断の基礎となる重要な会社情報を伝達し、より公平・迅速かつ広範な適時開示を実現するためのインフラストラクチャーであることから、利用状況等に応じた料金体系を採用することは馴染まないものと考えております。

また、利用状況等に応じた料金体系とすることは、店頭登録会社による積極的な会社情報の開示を阻害し、投資者が情報を受領する機会を狭める一因ともなりかねないことから、TDnet 利用料の額は、全社一律の金額とさせていただきました。

4．登録管理料との関係について

- ・ 昨年見直しを行った登録管理料と今般の TDnet 利用料の徴収との関係について、示していただきたい。

本協会では、昨年 10 月、登録管理料の見直しを行いました。これは、より一層の JASDAQ 市場の運営の安定化と機能の充実及び基盤強化の観点から、市場機能の利用実態に応じた利用者の応益に基づく負担体系に変更するため、登録管理料や売買関係手数料など、JASDAQ 市場全体の手数料体系に係る見直しの一環として実施したものであります。

このため、見直し後の登録管理料には、今般の TDnet 利用料は含まれておらず、TDnet 利用料については、上記 2 . のとおり、別途新設させていただくものであります。

なお、新 TDnet は本年 4 月に稼働しておりますので、本年度分（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月分）から TDnet 利用料を新設する予定でありましたが、昨年 10 月に登録管理料の見直しを行ったこともあり、本年度は経過期間として取り扱い、来年度分（平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月分）より御負担をお願いさせていただくものであります。

5．賛成意見

- ・ TDnet は、適時開示を遂行するツールの一つとして不可欠なものと考えていることから、今回の規則改正案については、適切なものとする。

本協会といたしましては、引き続き、利用者の利便性の向上やその運営等に係るコストの適正化を図るよう努めて参ります。

以 上